

2014 年 7 月 30 日

特許庁長官

伊藤 仁 殿

職務発明制度の抜本的な見直しに対する意見

日本製薬工業協会

会長 多田 正世



日頃より、日本製薬工業協会の活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。

「知的財産推進計画 2014」の策定並びに今後の実行等を含め、我が国における知的財産制度の整備・改善にご尽力を賜り深く感謝申し上げます。これらの知的財産戦略は、わが国が目指す科学技術立国にとって重要且つ有用な国家施策であると認識しております。なかでも、職務発明制度の抜本的な見直しは、製薬業界としても大いに期待するものであります。

職務発明制度の抜本的な見直しにつきましては、現在、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小員会で検討されておりますが、産業競争力強化のための重要事項との認識から、下記の通り意見を申し述べさせていただきます。

記

◇ 職務発明制度の見直しについては、昨年 6 月 7 日に閣議決定された「知的

財産政策に関する基本方針」で「産業競争力強化に資する措置を講ずる」ために「抜本的な見直しを図る」とされ、具体策として「法人帰属又は使用者と従業者との契約に委ねる」ことがあげられている。

◇ 現在の職務発明制度には、法が持つ本質的課題、例えば、承継にあたっての脆弱性、二重譲渡のリスク、従業員同士の扱いの不平等、裁判所により不合理と判断される予測可能性の低さ等、が内在している。これらは、現在認識しているか否かにかかわらず、職務発明に関わる全ての企業に潜むリスクであり、グローバル展開している大企業はもとより、日本のベンチャー企業・中小企業にとっても同様である。一方、諸外国の制度をみても原始的に使用者（法人）帰属とするのがほとんどであり、日本でも過去に使用者（法人）帰属を採用していた。

◇ 上記課題を解決し、イノベーションを促進し、もって産業が発展するために資する抜本的な職務発明制度改正の方向としては、当初より主張していた通り、以下が望ましいものと判断する。

1. 職務発明に係る特許を受ける権利は原始的に使用者（法人）帰属とする。

ただし、大学等の研究者がなした発明の取り扱いについて、別段の定めをした場合は、この限りでないものとする。すなわち、個別契約、あるいは、法人内勤務規則等により発明者帰属を定めた場合は、それに従うことにする。

なお、発明者人格権（発明者掲載権）は発明者に発生し、移転しない。

2. 現行法にある、職務発明に係る特許を受ける権利の承継にあたっての「相当の対価」支払いに代わり、各企業は有益な貢献を成し遂げた研究者を充分に処遇し、自主的な発明奨励・発明実施化のためのインセンティブ施策を講じるものとする。

◇ 特許庁のウェブサイトに掲載された特許制度小委員会（以下、小委員会）

の「議事要旨」では、特許庁において具体的な制度案の検討を行い、その結果を小委員会で審議することとなっている。具体的な制度案は、日本経済の成長と発展のために必要不可欠である中小・ベンチャー企業に潜むリスクも広く解決する案であることを強く要望する。

- ◇ なお、特許庁より提示される具体的な制度案についても、法が持つ本質的課題が全て解決できるかどうかを、真摯に検討する所存である。

以 上